

第90回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

令和元年6月3日(月) 14:00～15:10

2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

3. 出席委員

①学識経験者 (各50音順)

島田 明子	弁護士
竹村 裕樹	金沢学院大学教授
出村 昌史	金沢大学准教授
蜂谷 俊雄	金沢工業大学教授
眞鍋 知子	金沢大学教授

②市議会議員

高 誠	金沢市議会副議長
下沢 広伸	金沢市議会総務常任委員長
麦田 徹	金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

山田 哲也	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長(代理)
竹俣 隆一	石川県土木部長(代理)
遠藤 知庸	石川県農林水産部長(代理)
坂尻 勇一	石川県警察本部交通部長(代理)

④市民

笹井 鍊造	金沢市町会連合会副会長
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会長

(司会)

定刻となりましたので、只今より第90回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案件として市決定案件が1件、および報告事項がございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

はじめに都市整備局長の木谷より、ご挨拶を申し上げます。

(局長)

みなさまお疲れ様です。都市整備局長の木谷です。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に対し多大なるご尽力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

本日は今年度初めての審議会の開催です。また、元号が変わり今回が「令和」としても初めての開催となります。

昨年度までに集約都市形成計画から引き続きまして都市計画マスタープランまで、今後の金沢市にとって大きな課題となります人口減少に対してどのように進んでいくのかという、いわば「羅針盤」にあたるものを一区切りつけさせていただいたと思っております。その際には皆様方にもご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

令和に入りまして、この羅針盤に基づいて、持続的にこの金沢というまちがしっかりと発展していけるかということに向けて、具体的に様々な施策を順次進めていく、そういう時代になると思っております。

本日はその第一歩としまして、都市計画公園の変更につきまして、お諮りしたいと考えておりますし、その他報告事項もございます。これから先へ金沢市が進めていきますときに、皆様方のご意見をしっかりと頂戴しながら進めていきたいと考えておりますので、本日は皆様の忌憚のないご意見をお願いしまして、最初のあいさつとさせていただきます。

それではよろしく願いいたします。

(司会)

ここで、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢市議会副議長の高 誠委員でございます。金沢市議会総務常任委員長 下沢 広伸委員でございます。金沢市議会建設企業常任委員長 麦田 徹委員でございます。石川県土木部長 竹俣 隆一委員でございますが、本日は、中村都市計画課長に代理出席をいただいております。石川県警察本部交通部長 坂尻 勇一委員でございますが、本日は、寺瀬交通規制課長に代理出席をいただいております。

それでは、これからの議事の進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

(会長)

みなさん、こんにちは。それでは始めさせていただきます。令和初の都市計画審議会でございますが、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内14名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、蜂谷委員、笹井委員にお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入ります。議案第393号「金沢都市計画 公園の変更（3・3・10号玉川公園）」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第393号「金沢都市計画 公園の変更」についてご説明します。お手元の議案書は、2ページから6ページとなりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図になります。議案書は3ページになります。こちらの、金沢市中心部に位置します赤線で囲まれた部分が、本案件の玉川公園になります。玉川公園は、昭和51年に「3・3・10号玉川公園」として1.0haが都市計画決定され、昭和54年に現在の1.5haとなっております。今回、こちらの、玉川公園の区域の変更を行うものであります。

計画図になります。方位は、図面の上方が北になります。こちらの赤色の枠線で囲われた部分が、現在の玉川公園の区域となります。そして、青色で着色された部分が、今回面積を変更する箇所です。

変更の理由としまして、平成30年2月に、中央地区教育施設再整備検討懇話会より中央地区における教育施設の再整備に向けた意見書が提出され、玉川公園の用地を一部活用し中央小学校を移転することに併せ玉川こども図書館を改築することが適当との方針が示されました。今回の変更は、中央小学校及び玉川こども図書館の用地確保のため、公園区域から約0.2haを減ずるものです。

なお公園面積が減少する件につきましては、当該教育施設建設が都市公園法第16条の「公益上特別の必要がある場合」に該当するとともに、児童の安全を十分確保した上での移設後の中央小学校と玉川公園との一体的活用を検討していることをもって石川県及び公園管理者である本市緑と花の課と合意しております。

現況図及び施設計画図になります。議案書は4ページと5ページになります。左の図が玉川公園の現況を示しており、右の図が変更案を示しています。今回の区域変更箇所に設置されている大型遊具やドーム状のシェルターにつきましては、玉川公園内の他のエリアへ移設予定です。樹木についても公園の現在の形状を大切にしながら、必要に応じて移植します。また周辺の景観との調和を図るとともに、今後各施設間の連携を強化し、玉川公園との回遊性や一体的活用による利便性向上を図ります。

こちらは、現況の写真になります。議案書は6ページになります。①、③が今回変更する範囲及び設置されている大型遊具、②がドーム状のシェルターです。

変更概要表になります。議案書は2ページになります。今回、約0.2haを学校等敷地に転じ、約1.5haから約1.3haとなります。

変更の理由は先ほどの説明のとおりです。

最後に、本案件につきましては、令和元年5月13日から5月27日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(会長)

特にご意見もないようですので、本案どおり答申させていただきます。

それでは続きまして報告案件といたしまして、金沢市都市計画マスタープランについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項についてご説明します。議案書の7ページをご覧ください。

前回の第89回都市計画審議会でその他の案件としまして、金沢市都市計画マスタープランの改定案についてご意見をいただきました。いただいたご意見を計画に反映させるとともに、その後3月26日に策定委員会を経まして、3月末にプランのとりまとめと市長への答申を行いました。

本日の資料の中に、金沢市都市計画マスタープランと書かれたものを配布させていただきました。現在は公表に向けて、とりまとめと印刷作業に入っております。

本日は前回の都市計画審議会での主な意見と、その対応につきまして報告いたします。お配りした金沢市都市計画マスタープランと書かれた冊子とあわせてご覧ください。

まず「第1章 都市づくりの視点と課題に関して」については、17ページをご覧ください。都市づくりの課題としまして、視点1：世界の交流拠点都市の中の課題の中で、「市民をはじめ国内外の観光客がともに快適に過ごせる都市環境の整備」の課題について、もう少し強い表現にするべき。とのご意見がございました。こちらにつきましては、17ページ中の視点1：世界の交流拠点都市【新幹線時代への対応】2つ目の課題を「国内外からの来街者や市民にとって快適な都市環境の整備」に修正するとともに、19ページの視点4：新たな産業構造【グローバル・ネットワークの活用】の中の4つ目の課題を「国内外からの観光客の急激な増加を踏まえた受け入れ体制の充実・強化」に修正いたしました。

また17ページの都市づくりの課題に高齢者対策の記載を追加いただきたい、との意見につきましては、視点2：集約都市形成【便利で快適な暮らしの維持・充実】1つ目の課題に「子育て世帯と高齢者世帯が安心して暮らせる住生活の実現」を追加しております。

次に20ページに移りまして、視点6：安全・安心に大雪のことを課題として追加してはどうか、との意見につきましては、視点6：安全・安心

【災害に強いまち】1つ目の課題に「土砂災害や水害、雪害などに対応する計画的なまちづくりの推進」を追加しております。

続きまして、「第3章 都市づくりの方針に関して」につきましては、冊子の65ページをご覧ください。3-7安全安心な環境づくりの中で、③情報バリアフリー化の推進の中で色覚障害者に対する配慮について触れて欲しい、とのご意見がございました。こちらにつきましては、③情報バリアフリー化の推進の1つ目の方針を追記修正いたしました。

また、3-9市民生活を支える施設づくり、①医療・介護施設に公営住宅のことが書かれているが適切かとの意見と、3-10市民参加・協働のまちづくり方針の中の、市民活動サポートセンターの表記について、昨年9月に設置されているため、これから設置するといった表現は改めるべきであるとの意見がございました。これらにつきましては、まず69ページにおいて、公営住宅につきましては②高齢者福祉施設にて方針を述べることであります。72ページ及び86ページにおいて、「市民活動サポートセンターを拠点に、団体への活動支援及び連携の促進により、市民活動の活性化及び地域コミュニティの拡充を図ります。」との表現に修正しております。

最後に、「第6章 地域別のまちづくり方針に関して」につきましては、97ページをご覧ください。校下と校区について、「校下」で統一が必要なのではないかと、この意見がございましたが、「校下」に表現を統一しております。

以上、金沢市都市計画マスタープランにつきまして、都市計画審議会での主な意見と対応についてご報告をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

前回の3月にかなり長い間時間をかけて熱心に議論をいたしました。その際の審議会での意見に対して丁寧に対応いただいているかと思えます。

(意見なし)

(会長)

よろしいですか。都市計画審議会から出た意見についても、マスタープランに反映されるべきところはきちんと反映されていると思います。

ひとつよろしいでしょうか。このマスタープランは公表されると思いますが、どのようにされますか。教えてください。

(事務局)

現在印刷製本の最中でございます。完成しましたら議会へ報告するとともに、市民の方々向けには公民館に配置して頂きます。概要版をあわせて作成する予定ですので、そちらは町会単位での配布を考えております。

(会長)

市のホームページでの公開はありますか。

(事務局)

もちろん公開予定です。

(会長)

丁寧に周知をいただくということですね。わかりました。

それでは他にご意見はないようですので、報告案件については以上といたします。ここで一旦、進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

それでは、これより先は計画原案審議のものです。非公開させていただきまので、申し訳ありませんが、報道関係の方、傍聴人の方々はご退席をお願い致します。

—以下、非公開—